

No. **251**号
2023年(令和5年)
4月7日発行

立協たより

(公社) 東基連
立川労働基準協会支部
〒190-0012
立川市曙町1-21-1
いちご立川ビル2階
電話 042-512-5311
FAX 042-512-5473
発行者 新井 貢



公益社団法人 東京労働基準協会連合会立川労働基準協会支部 事務所移転、「東基連 たま研修センター」開設のお知らせ

この度、八王子、立川、青梅、三鷹の各労働基準協会支部は、立川市内に新たに設けた「東基連 多摩合同事務所」に移転し、令和5年4月1日から業務を開始することとなりました。

また、「東基連 多摩合同事務所」には「東基連 たま研修センター」を併設することとし、座学の講習会場を常設することといたしました。これまで座学の講習会場が一定しておらず、受講される皆様にはご不便をおかけしてまいりましたが、「東基連 たま研修センター」の新設により、利便性の向上を図るとともに、今後、地域のニーズの応えられるよう講習内容の充実を図ってまいります。

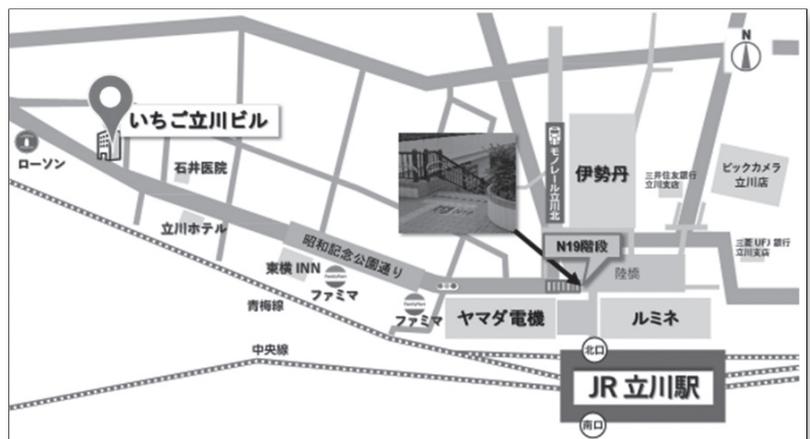
〒190-0012

東京都立川市曙町1丁目21-1
いちご立川ビル2階
立川労働基準協会支部

TEL 042-512-5311

FAX (各支部共通)

042-512-5473



目次

新年度にあたって 立川労働基準監督署長 石井 美佐子……………(2)
着任のご挨拶 立川労働基準監督署副署長 高嶋 将寛……………(3)
着任のご挨拶 立川労働基準監督署副署長 田中 智美……………(3)
立川労働基準監督署人事異動のお知らせ (令和5年4月1日現在) ………………(3)
職場の「熱中症」を防ごう! ………………(4)

家内労働「委託状況届」の提出は4月30日までに…(5)
ハローワーク立川からのお知らせ……………(5)
多摩立川保健所からのお知らせ こころの健康を守ろう! ～みんなで支え合う職場づくり～……………(6)
「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集～No.48～ ………………(7)
協会からのお知らせ……………(8)
編集後記……………(8)



新年度にあたって

立川労働基準監督署長
石井 美佐子

公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部並びに会員事業場の皆様には、日頃より労働基準行政について、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、支部役員、事務局の皆様方のご苦勞が結実され、多摩地域の拠点として多摩合同事務所が開所されまして、誠にありがとうございます。会員事業場の皆様のご期待も高いものと存じます。

さて、長く続いている新型コロナウイルス感染症は立川労働基準監督署管内の労働災害発生件数においても記録的な件数となりました（令和5年2月末現在で2071件中1250件）。一方では、ウィズコロナ、アフターコロナという言葉もできたように、感染対策を行いつつも経済社会活動は従来のように活発になりつつあります。

ここ数年最低賃金の大幅な引き上げが行われておりますが、各種要因により物価が高騰するなかで、昨年10月に「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」が閣議決定され、労働基準監督署としても企業に対して賃上げのための各種支援策・好事例等の周知広報を行っているところです。

また、働き方改革関連法により改正された労働基準関係法令が平成31年4月以降順次適用されており、時間外労働の上限規制の適用猶予業種についても、適用まであと1年を切ったところです。監督署の窓口には、依然として長時間・過重労働のご相談が寄せられていることから、引き続き、適切な労務管理の導入と健康管理に向けたご理解をお願いしたく監督指導や各種支援に努めてまいります。

安全衛生分野におきましては、今年度から5か年の第14次労働災害防止計画が始まります。「トップが発信！みんなで宣言 一人一人が『安全・安心』」をスローガンに取り組みを進めてまいります。

当署におきましては東京労働局の方針を踏まえ、①改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、②中小企業及び適用猶予業種に対する改正労基法等の周知及び支援、③死亡災害の撲滅と死傷者数の減少を目指した対策の推進、④化学物質による健康障害防止対策の推進の4つの重点課題を掲げ、労働者が安心して、安全に働ける環境の確保に向けて各種施策に着実に取り組むこととしております。

この実現には、これまで以上に周知広報が重要となります。地域に根差した貴支部の御協力なくしては困難であると思っています。引き続き貴支部並びに会員事業場の皆様の御理解と御支援をお願い申し上げまして、年度初めのご挨拶とさせていただきます。



着任のご挨拶

立川労働基準監督署副署長
高嶋 将寛

公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部の会員の皆様には、日頃より、労働基準行政の推進につきまして格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付けの人事異動で、立川労働基準監督署に着任いたしました高嶋と申します。

昨年度は東京労働局の個別労働紛争を担当する部署で勤務していましたので、東京労働局における労働相談の状況を把握していました。コロナ禍の影響により、令和3年度まではコロナ関連の労働相談が中心でしたが、昨年度からは労働相談の内容は、それ以前にあったような解雇やパワハラへと変わり、労働環境がコロナ前に戻ってきていると感じられました。

立川労働基準監督署を含む多摩地区での勤務は初めてですが、安全で健康に働くことができるディーセントワークを目標に、会員の皆様のご協力を受け、労働基準行政の推進に努めていきたいと思っております。

引き続きのご理解、ご協力をお願いいたします。



着任のご挨拶

立川労働基準監督署副署長
田中 智美

この度、4月1日付けの人事異動で着任いたしました、労災課担当副署長の田中と申します。

公益社団法人東京労働基準協会連合会 立川労働基準協会支部並びに会員の皆様におかれましては、日頃より労働行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

立川署の勤務は初めてですが、一日も早く管内状況を把握し、労働保険未手続事業場の解消と労災保険給付の迅速かつ適正な対応に努めて参りたいと思っております。

労災補償業務に関する状況としては、管内における新型コロナウイルス感染症に係る請求件数が、昨年度は局内でもトップクラスでした。現在、請求件数は減少傾向にあるものの、今後も感染状況に注視し的確な対応と迅速処理に努めたいと思っております。

微力ではありますが、円滑な業務遂行に最善を尽くしたいと思っておりますので、今後ともご支援ご協力の程、よろしく御礼申し上げます。

立川労働基準監督署人事異動のお知らせ

令和5年4月1日付けで下記のとおり幹部職員の人事異動がありましたので、お知らせします。

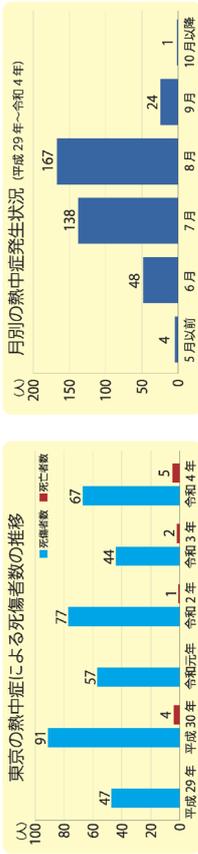
	転 出	転 入		転 出	転 入
署 長	異動なし	イシ イ ミ サ コ 石 井 美 佐 子			
副署長 (方面・安全衛生等)	サカ イ ミ ホ 酒 井 み ほ	タカ シマ ノブ ヒロ 高 嶋 将 寛	副署長 (労災補償等)	シロ タ ノリ アキ 白 田 範 昭	タ ナカ トモ ミ 田 中 智 美
第1方面 主任監督官	異動なし	タカ ダ トヨ ヒコ 高 田 豊 彦	第2方面 主任監督官	ヨシ ダ ケン ジ 吉 田 憲 司	フジ ワラ リョウ 藤 原 良
第3方面 主任監督官	ゼン プク タケシ 善 福 健	スズ カ ナオ キ 鈴 鹿 直 樹	第4方面 主任監督官	ウエ ダ マサ ユキ 上 田 雅 之	マツ ウラ ケイ スケ 松 浦 圭 佑
安全衛生課長	コ バヤシ タカ シ 小 林 高 士	コ バヤシ ノリ オ 小 林 法 生	労災第1課長	ナカ イケ タマ ミ 中 池 珠 美	クラ ハシ タク ヤ 倉 橋 卓 也
労災第2課長	異動なし	ナカ ノ マ リ コ 中 野 ま り 子	補償課長	異動なし	スズ キ マサ トシ 鈴 木 政 年

職場の「熱中症」を防ごう!

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上の労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています(令和5年2月1日現在)。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件(34%)が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要で、本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例(東京)

(参考) 気温は、東京都区部(千代田区北の丸公園)の値です。

発生月・時間	業種	発生状況	発生時気温(発生日最高気温)	休業及び日数等
6月15時	ビルメンテナンスマンズ業	晴色作業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けないけいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃(35.7℃)	死亡
7月11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃(31.0℃)	約14日
7月17時	陸上貨物運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃(33.6℃)	約7日
8月15時	警備業	交通路警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃(35.9℃)	死亡
8月17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃(36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

【度】	症状
Ⅰ度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)
Ⅱ度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下
Ⅲ度	意識障害、小脳症状(ふらつき)、けいれん発作(ひきつけ)

東京労働局労働基準部健康課
https://jstc.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/newpage_00329.html

4月中に実施しましょう

WBGT 値(暑さ指数)の把握の準備	作業計画の策定等	設備対策・休憩場所の確保の検討
服装等の検討	教育研修の実施	発症時・緊急時の措置の確認と周知
		労働衛生管理体制の確立

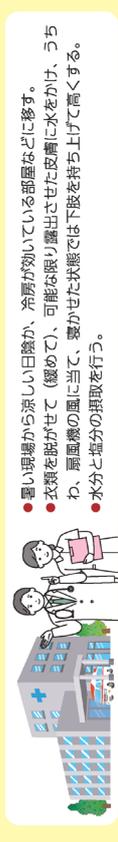
熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

- 作業環境管理**
 - JIS規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
 - 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
 - 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
 - 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。
- 作業管理**
 - 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
 - 計画的に熱への順化期間を設ける。(梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配置者に特に注意)
 - 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
 - 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。(身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討)
- 健康管理**
 - 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
 - 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
 - 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。(労働者からの申出も促す)
- 労働衛生教育**
 - 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異常を察したら～

- いったん作業を止め、休憩する
 - 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
 - 病院へ運ぶまでは一人きりにしない
- 熱中症を察わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。

家内労働「委託状況届」の提出は4月30日までに(※)

家内労働者へ仕事(内職等)を委託している事業主は、家内労働法による「委託者」として「委託状況届」の提出が必要です。

「委託状況届」は、委託者になられた場合には遅滞なく、それ以後は毎年4月1日現在の家内労働者数等を記入し、4月30日までに所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。

なお、家内労働法という「家内労働者」とは、材料の提供を受けて他人を使わず同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいます。したがって、宛名書き等のような事務代行、あるいはホームページの構築など物の加工を伴わない委託は原則として該当しません。

詳しくは東京労働局労働基準部賃金課家内労働係(電話03-3512-1614)または立川労働基準監督署(電話042-523-4472・方面)にお尋ね下さい。

※今年(令和5年)は4月30日が行政機関の休日のため、5月1日(月)が期日となります。

→「委託状況届」の様式(Excelファイル)はこちらから



ハローワーク立川からのお知らせ

～令和5年度雇用保険料率について～

◆令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更になります。)
- ・雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者		失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和4年10月～)	5/1,000	8.5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
※ 農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和4年10月～)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000

(枠内の下段は令和4年10月～令和5年3月の雇用保険料率)

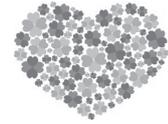
※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

多摩立川保健所からのお知らせ



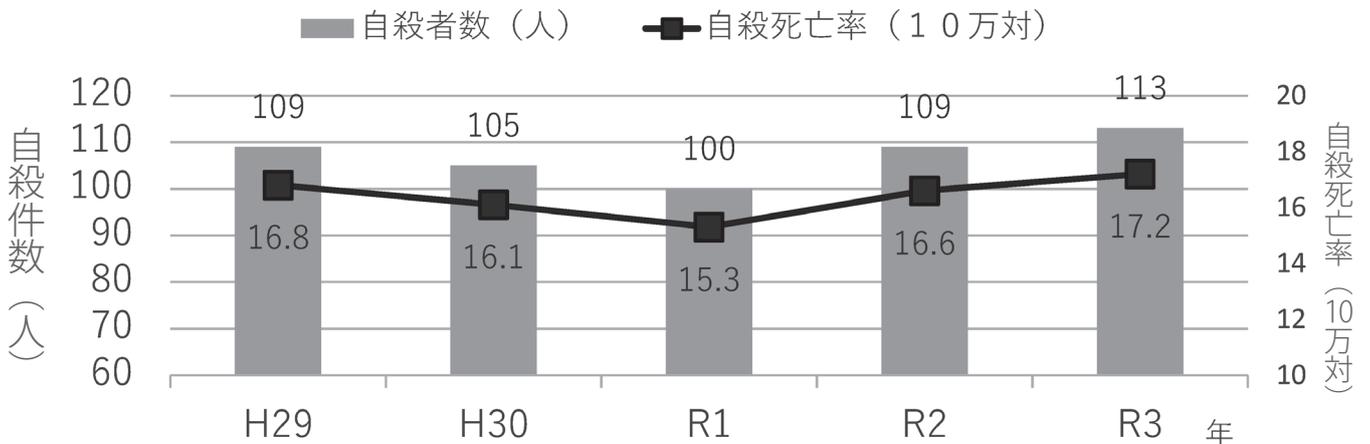
こころの健康を守ろう！

～みんなで支え合う職場づくり～



東京都の自殺者数は、平成23年の2,919人をピークに減少傾向にありましたが、令和2年は2,015人、令和3年は2,135人と前年と比較して増加しています。東京都多摩立川保健所圏域（立川市・昭島市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市）でも、自殺者数と自殺死亡率は、令和2年、令和3年と前年に比べ増加傾向です（下表）。自殺の背景には、近年では新型コロナウイルス感染症の影響も考えられていますが、その他に過労や生活苦、育児や介護疲れ、身体疾患、職場環境の変化や失業など様々なものがあります。誰にでも起こり得ることであるため、自殺は他人事ではありません。自分自身や周りの人のこころのSOSに気付き、ひとりで抱え込まないことが大切です。

自殺件数・自殺死亡率の推移（圏域6市合計：平成29年～令和3年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

相談窓口

誰も助けてくれない。生活が成り立たない。死にたい。そのつらい思いを言葉にしてみませんか。相談できる場所があります。
※いずれも相談料は無料ですが、別途電話料金や通信料がかかります。

○こころといのちのホットライン

☎0570-087478 はなしてなやみ

（年中無休 正午～翌5時30分）

○多摩総合精神保健福祉センター「こころの電話相談」

☎042-371-5560

（年末年始・祝日を除く月～金 9時～17時）

○よりそいホットライン（どこに相談すればよいかわからないとき）

☎0120-279-338 つなぐ ささえる

（年中無休 24時間）

○東京都こころといのちのほっとナビ～ここナビ～

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kokonavi/>

○相談ほっとLINE@東京

（年中無休 15時～23時）※受付は22時30分まで



イラスト：細川羽々

落ち込んでいる人がいたら

●声をかけてみよう

じっくりと耳を傾ける

…本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
支援先につなげる

…早めに専門家に相談するよう促す
温かく見守る

…温かく寄り添いながらじっくりと見守る

●声かけの例

かになれることは
ありますか？

心配して
います

いつでも相談
にのりますよ



「立協たより」広報部員による 丸ごと1ページ責任編集 ～ No. 48 ～

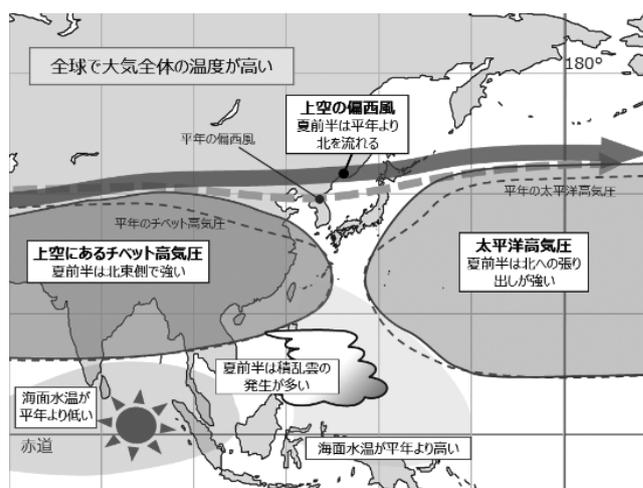
『第二弾 今年の夏は?』

昨年の「立協たより (247号・2022年4月8日発行)」で、2022年の夏の天候や気候について、ご紹介させていただきました。その第二弾として「今年の夏は?」と題しまして昨年に引き続き少し調べてみました。

まずは、2022年の天候や気候を振り返ってみますと6月の気温は、前半は平年より低く、後半は平年を大きく上回り統計開始 (1946年から) 以降でもっとも高くなりました。また、九州 (南部) から東北 (南部) まで、過去もっとも早い梅雨明けであったことも記憶している方が多いのではないのでしょうか。もう少し詳しく見てみると、7月の気温は、全国的に平年を上回っており特に北日本は平年より1.8°C高く2年連続で平年を大きく上回っています。8月の気温は、全国的に平年を上回り暑い日が続きました。特に、西日本で平年より1.0°C高くなり、降水量は北日本で平年値に比べ183%、東日本は148%と多くなりました。結果的に気象庁から発表された「猛暑になる可能性が高い」との予報どおりになった訳ですね。

さて、2023年夏の天候や気候の予報については、2023年2月21日に気象庁から発表された3ヶ月予報 (6月～8月) では、気温は「暖かい空気に覆われやすいため、気温は北日本、東日本、西日本で平年並みか高く、沖縄・奄美はほぼ平年並みの見込み」、降水量については全国的に「ほぼ平年並みの見込み」という予報になっています。その理由について気象庁は、下記の様に海洋と大気の特徴について予想されると発表しています。

1. 地球温暖化の影響等により、全球で大気全体の気温が高いでしょう。
2. 夏前半を中心にラニーニャ現象の影響が残るため、海面水温は太平洋熱帯域の西部で高く、インド洋熱帯域で低い見込みです。このため、積乱雲の発生は南シナ海からフィリピンの東海上で多いでしょう。
3. これらの影響により、夏前半を中心にチベット高気圧は北東側で強く、上空の偏西風は日本付近で平年より北を流れるでしょう。また、太平洋高気圧は北への張り出しが強いです。
4. このため、北・東・西日本では暖かい空気に覆われやすい見込みです。



数値予報結果をもとにまとめた予想される海洋と大気の特徴
気象庁HP：暖候期予報 (2023年2月21日発表) より

また、「豪雨災害」についても併せて注意が必要ではないでしょうか。近年、局地的に豪雨が発生するいわゆる「ゲリラ豪雨」も増え (記憶に新しいところでは、2021年7月に発生した静岡県熱海市 (伊豆山地区) での大規模な土砂災害)、夏から秋にかけての台風も予想外の動きをするなど、広い範囲に記録的な大雨をもたらす危険性も予想されるので、過去の記録からリスクを予見し、災害時の避難方法・避難場所・連絡手段や非常食・非常持ち出し品などの確認等、早め早めの対策が大切になってきますね。

今回も気象庁からの様々な気象情報より、今年の夏の天候や気候について調べてみましたが、是非、最新の気象情報や気象予報を入手し、皆さまの安全と健康を保ちながらこの夏を乗り切っていただければと思います。

(広報部員 K. K.)

講習会開催のご報告

基準部会講習会「昨今の労働基準行政～監督署との付き合い方を考える～」を開催

3月7日（火）たましんRISURUホール会議室において基準部会講習会を開催しました。

小山基準部会副部長からの、会員各位から協会支部に対する日頃のご協力へのお礼の挨拶に引き続き、（公社）東基連 滝澤 成 専務理事を講師に「昨今の労働基準行政～監督署との付き合い方を考える～」をテーマにお話しいただきました。

講演内容は、『労基署は何を端緒に調査対象を選定し、違反事件はどのような場合に送検されるのか』、『建設アスベスト訴訟最高裁判決がもたらした影響は？』、『化学物質による労働災害防止のための新たな規制について』、『令和5年度から始まる第14次労働災害防止計画について』などタイムリーで興味深いお話ばかりで、密度の濃い講習会となりました。参加された皆様は熱心に耳を傾け理解を深めておられました。

協会からのお知らせ

◎ 当協会支部では、フォークリフト運転、玉掛、ガス溶接、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者、有機溶剤作業主任者、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者、石綿作業主任者の技能講習と、安全衛生推進者養成講習、衛生推進者養成講習、フルハーネス、クレーンなどの特別教育等の各種講習会を実施しております。会員各社の積極的なご利用をお待ちしております。令和5年度講習開催予定及び詳細はホームページからご覧ください。

◎ 令和5年度定時支部会員総会を下記の日程で開催致します。

4月初旬に別便にて開催のご案内を郵送しております。

日 時：令和5年5月23日（火）午後3時30分～

場 所：東基連多摩合同事務所・たま研修センター

立川市曙町1-21-1いちご立川ビル2階

3年ぶりに総会後の懇親会も開催いたしますのでご参加をお願いいたします。

◎ 令和5年度会費納入のお願い

会費の納入につきまして4月初旬に請求書を発送させていただいております。よろしくをお願いいたします。

編集後記

戦後、日本各地で植えられたソメイヨシノは60年～70年とされる寿命を迎えている。

ソメイヨシノは『てんぐ巣病』という病気に弱く、ソメイヨシノの間で病気が広がっているため後継品種として、ジンダイアケボノ（神代曙）とコマツオトメ（小松乙女）への植え替えが始まっていることを最近知った。

桜の名所として有名な国立市のさくら通りでは、桜（ソメイヨシノ）の老朽化が進行しているため、樹木医の診断により倒木の危険があると診断された桜は、ジンダイアケボノに植え替えて桜並木を整備している。

ジンダイアケボノとは、調布市にある神代植物公園で栽培していたAkebono（アメリカで雑交配して生まれた品種）を接ぎ木で増やそうとしたところ、その内の1本がAkebonoと異なる特性を示し発見された。品種名は神代植物公園と旧名であるアケボノに因んで名付けられ、平成3年4月に発表された。

『てんぐ巣病』に強く、ソメイヨシノより1週間から3日早い時期に開花し、樹形や花卉の形も同じ性質を引き継いでいるが、花びらはピンク色がやや強い。

成長した場合の平均樹高は13mでソメイヨシノより5mほど低く小型なことから、都市部に適している。このため花見の名所を管理する各自治体などが植え替えをする際には、ジンダイアケボノを植樹する事例が増加している。

（広報部員 M. I.）